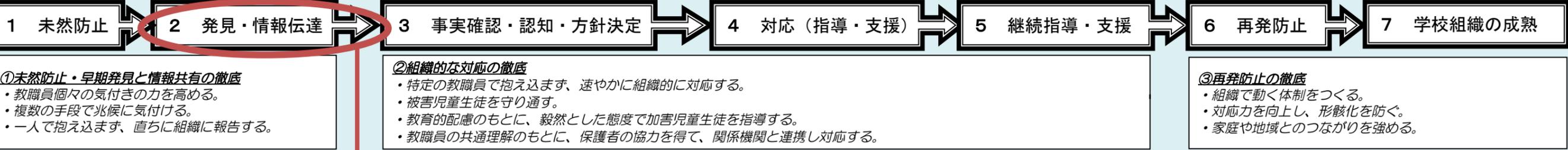


順序・ポイント



①未然防止・早期発見と情報共有の徹底
 ・教職員個々の気づきの力を高める。
 ・複数の手段で兆候に気付く。
 ・一人で抱え込まず、直ちに組織に報告する。

②組織的な対応の徹底
 ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 ・被害児童生徒を守り通す。
 ・教育的配慮のもとに、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
 ・教職員の共通理解のもとに、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

③再発防止の徹底
 ・組織で動く体制をつくる。
 ・対応力を向上し、形骸化を防ぐ。
 ・家庭や地域とのつながりを強める。

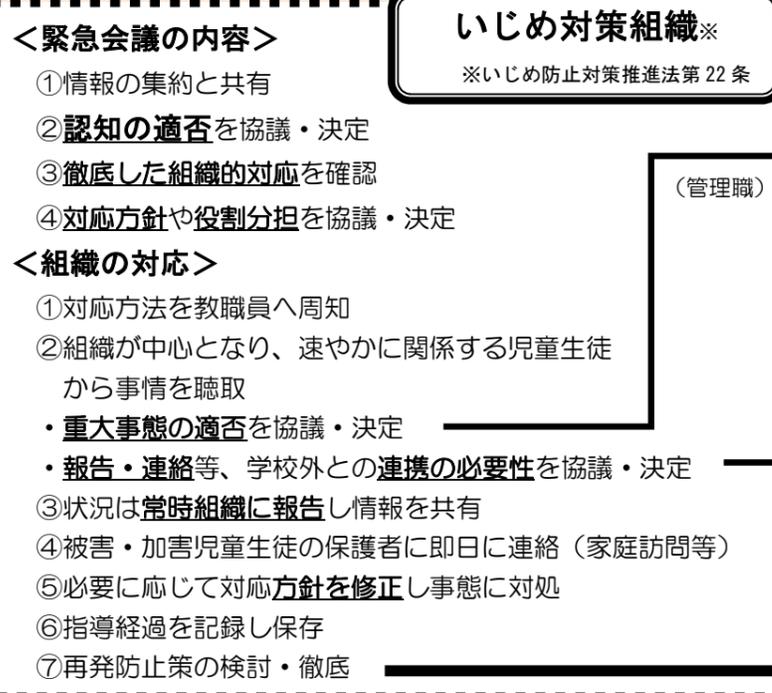
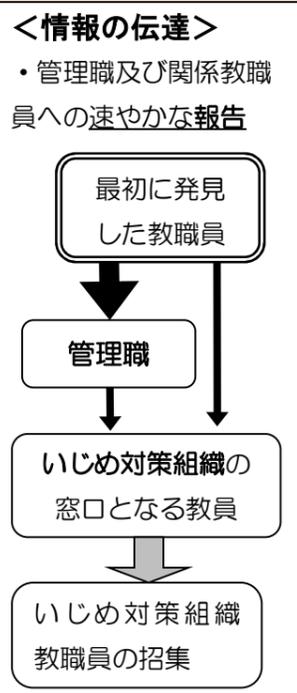
いじめ対応における学校の課題

学校でいじめがあっても教職員がいじめと捉えられなかったり、いじめ対策組織への情報共有ができていなかったために、事案の対応や被害生徒への支援が遅れ、重大事態に発展するケースが見受けられる。
 ⇒校長会や研修等にて、教職員の見守りのアンテナを高くすることや、いじめ対策組織への報告・情報共有、組織的対応等、早期発見・早期対応について改めて周知を図る。
 ⇒教職員だけの視点では、いじめを発見できないことも考えられるため、いじめの早期発見のために学校と各関係機関との連携について何が出来るかを検討および共通理解を図ることが必要。

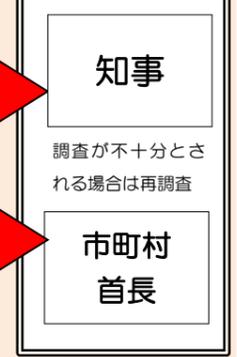
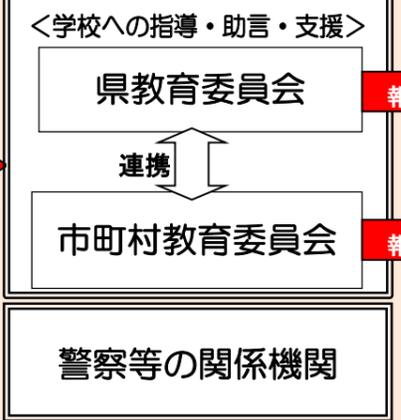
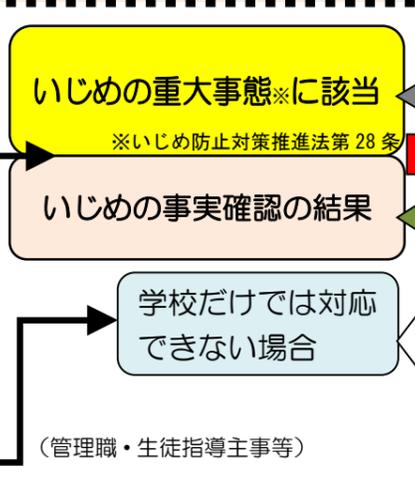
<学校の姿勢>
 ・学校いじめ防止基本方針（取組）の徹底
 ・学校長のリーダーシップ
 ・教職員の共通理解
 ・児童生徒との信頼関係
 ・「高知家」いじめ予防プログラムの活用

<発見方法>
 授業中・休み時間・部活動中・登下校等の日常観察
 本人・保護者・友人・地域・相談機関等からの連絡や相談

定期的な学校生活アンケートへの記述
 学級日誌や生活ノート等への記述
 遅刻・欠席の状況
 保護者との対話や家庭訪問時の様子



いじめ対策組織*
 ※いじめ防止対策推進法第22条



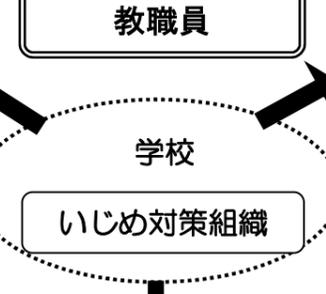
日常の取組を点検・強化

<組織体制>
 ・いじめに対する学校の一致協力体制
 ・一部の教職員で抱え込むことのない情報共有の仕組み
 ・児童生徒の進学や進級に際した適切な引き継ぎや情報提供
 ・必要に応じた、外部専門家との連携
 ・年間計画に位置付けた校内研修の実施
 ・児童生徒と向き合う時間の確保
 ・教職員の日頃の児童生徒理解 など

<地域や家庭との連携>
 ・家庭訪問や学校通信を通じた家庭との緊密な連携
 ・地域学校協働本部等でのいじめ問題に関する協議
 ・行事等を通じた地域との連携や協働関係 など

総合教育会議
 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に講ずべき措置」について協議（地方教育行政法第1条）

【被害児童生徒やその保護者へ】
 ・その日のうちに迅速に事実関係を伝える。
 ・徹底して守り通すことを伝える。
 ・できるかぎり不安を取り除く援助を行う。
 ・落ち着いた教育を受けられる環境を確保する。
 ・解消後も継続して注意を払う。
 ・聴き取り等で判明した情報を伝える。
 ・再発防止に向けた今後の指導方針を伝える。



【加害児童生徒やその保護者へ】
 ・複数の教職員が、必要に応じて外部専門家の協力を得ながら、いじめをやめさせる。
 ・事実関係を伝え、理解や納得を得る。
 ・いじめの背景に目を向けつつ、行為には毅然とした姿勢で指導する。
 ・学校の方針を説明し、保護者に協力を求める。
 ・保護者に対する継続的な助言を行う。

【周囲の生徒へ】
 ・自分の問題として捉えさせ、止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
 ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 ・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

学校の対応の流れ

学校と関係機関との主な連携

